



# 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、平成 28 年度から軽自動車税の税率が引き上げられます。  
また、三輪および四輪の軽自動車税に、グリーン化特例の「重課」と「軽課」が導入されます。

## ●二輪車など 全ての車両に適用されます。

車 種		税率(年額)		
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から	
原動機付 自転車	排気量	50 cc 以下	1,000 円	2,000 円
		50 cc 超 90 cc 以下	1,200 円	2,000 円
		90 cc 超 125 cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
軽二輪車(125 cc 超 250 cc 以下)		2,400 円	3,600 円	
二輪の小型自動車(250 cc 超)		4,000 円	6,000 円	
もっぱら雪上を走行するもの		2,400 円	3,000 円	
小型特殊 自動車	農耕作業用(トラクター、コンバイン等)	1,600 円	2,000 円	
	その他(フォークリフト、ショベルローダ等)	4,700 円	5,800 円	

## ●四輪車など

車 種 (軽自動車)		平成 28 年度の税率(年額)		
		初度検査年月		
		【重課】 平成 14 年 12 月まで	平成 15 年 1 月～ 平成 27 年 3 月まで	平成 27 年 4 月以降
三 輪		4,600 円	3,100 円	3,900 円
四輪 乗用	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
四輪 貨物	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円

## ●廃車の手続き忘れていませんか？

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、所有(登録)している車両などに 1 年分の税金がかかります。4 月 2 日以降に廃車や名義を変更しても、月割りにはならず、1 年分を納めることになります。

盗難や廃車などで、車両が手元になくても、廃車の届け出がないと税金がかかります。

廃車手続きが終わっていない方や、自宅に処分する原動機付自転車などがありましたら、3 月末までに手続きをしましょう。

## ●グリーン化特例って？

自動車環境対策として、排出ガスおよび燃費性能に応じ、税率を軽減したり、上乘せしたりする特例措置です。



- 重課 初度検査年月 から 13 年を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を上乘せ
- 軽課 環境負荷の小さい自動車は、税率を軽減

### ※初度検査年月

最初の新規検査を受けた年月(新車登録をした年月)で、自動車検査証に記載されています

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

## 【軽課】

### 平成 28 年度分のみ

初度検査年月が、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの一定の環境性能を満たす車両は、軽自動車税が軽減されます。自動車検査証に基づき、軽減されますので、手続きは不要です。

車 種 (軽自動車)	税率(年額)			
	概ね 75% 軽減		概ね 50% 軽減	
	乗用	貨物	乗用	貨物
三 輪	1,000 円	2,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪 乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
四輪 貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

燃費基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

問合せ先 市税務課税務管理グループ